



Title	農福連携の継続要因と関係機関に求められる対応：北海道恵庭市を事例として
Author(s)	香川, 克樹; 東山, 寛
Citation	北海道大学農経論叢, 77, 35-44
Issue Date	2024-03-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/92294">http://hdl.handle.net/2115/92294</a>
Type	bulletin (article)
File Information	04_kagawa.pdf



[Instructions for use](#)

## 農福連携の継続要因と関係機関に求められる対応 －北海道恵庭市を事例として－

香川 克樹・東山 寛\*

### Factors for Continuing Agricultural and Welfare Partnerships and Responses Required from Related Organizations. A case study of Eniwa City, Hokkaido.

Katsuki KAGAWA, Kan HIGASHIYAMA \*

#### Summary

In recent years, as labor shortages in agriculture have become more serious, agricultural welfare partnerships have been attracting attention. However, the withdrawal rate from agricultural welfare partnerships is high nationwide, and there are issues of continuity. In addition, it has been pointed out that it is important to build a support system for agricultural welfare partnerships by relevant local organizations, and support by such organizations is required to enhance continuity. In this paper, based on a survey of the actual situation of the collaboration between Type B labor support facilities and agricultural enterprises in Eniwa City, Hokkaido, we clarify the factors necessary for the continuation of this collaboration and consider the performances of the related organizations. In order to continue the collaboration between agriculture and welfare, it is necessary to give consideration to users and to secure staff with an understanding of agriculture. Three elements were pointed out as necessary for the consideration of users: the adoption of a piece-rate system, outsourcing of work with an appropriate level of difficulty, and maintenance of the work environment. As for measures required of related organizations, there is room to consider providing financial support to cover the additional fee for out-of-facility work and expanding the regional area to increase the number of offices involved in agricultural and welfare cooperation.

**Key words** : Agricultural and welfare cooperation, Working away from the facility, Type B Continuous Employment Support

#### 1. はじめに

##### 1) 研究の背景

近年、農業での労働力不足が深刻化している中で、農福連携が注目されている。

現在、中心的に議論されている農福連携の形態としては、就労支援事業所に通う障害者が施設職員と同行して、農場で農作業に従事する「施設外就労」を指す場合が多い。農福連携の次なるス

テップとして、農家が障害者を「直接雇用」することを目指す就労支援に展開していくことが期待されており、吉田（2023）は、働ける障害者のための農福連携は、長く継続すると農業の担い手対策の1つとして進化する可能性があるとして述べている。しかし、全国の農福連携からの撤退率は25%にのぼり（農林水産省2021）、道内の撤退率は50%超とさらに高く（総務省北海道管区行政評価局2022、日本農福連携協会2022）、継続性に課題を抱えている。農林水産省（2022）によれば、福祉サイドの取組主体数で8割を占める就労継続支

\*Corresponding author: khiga@agr.hokudai.ac.jp

援B型の障害者であり、「施設外就労」による農福連携の継続が重要であると考える。

また、片倉ら（2007）では、農業サイド、福祉サイド双方が理解を深めることが必要であり、橋渡しをする媒体として地域の関係機関による支援体制づくりが重要であると指摘している。農福連携の継続性を高めるためには関係機関による支援が求められる。

以上より、就労継続支援B型事業所（以下、B型事業所）と農業経営体間において、農福連携を継続するために必要な要素は何であるか、また継続性を高めるために関係機関に求められる対応は何であるかを、明らかにする必要があると考えられる。

### 2) 既存研究の整理

B型事業所の農福連携の現状と課題について調査した合田（2021）は、福祉サイドが農福連携の活動を拡大できない理由として、人材不足・職員不足というマンパワー不足について指摘している。また、島根県内の農福連携の現状と課題を指摘した研究（姫宮ら2013）や、A型事業所の障害者の就労継続のために必要な職場定着や作業上達を促すための支援方法について明らかにした研究（福岡2019）があるが、これらの論文は単一の事例または福祉サイド・農業サイドのいずれかのみを取り上げたものが多い。事例分析を深めるためには、同一地域内での事業所・農業経営体の取組事例から比較分析を行う必要があると考えられる。

また、農福連携の継続について鈴木（2023）は、特例子会社に助力してもらうことが必要だと指摘している。特例子会社は2022年度現在で全国に579社あり、このうち農業分野に進出している会社は51社あるが、北海道で農業分野に進出しているのは1社のみである。そのため、現時点では農福連携の継続要因を考察する上で特例子会社を対象とするのは時期尚早であり、地域レベルの関係機関・福祉サイド・農業サイドの三者間で成り立つ継続要因に注目する必要がある。

### 3) 課題の設定

本論文の課題は、B型事業所—農業経営体間における農福連携を継続していくために必要な要素を明らかにし、継続性を高めるために地域の関係

機関に求められる対応を考察することである。これらの課題に取り組むために、道内では比較的早期の2015年度から農福連携組織を立ち上げ、推進に取り組む北海道恵庭市を対象地域として、聞き取り調査を実施することができた5事業所・4農業経営体を取り上げる。また、恵庭市役所障がい福祉課・農政課に対しても同様に聞き取り調査を行った。

## 2. 対象地域の概要

### 1) 恵庭市の概要

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、交通アクセスと気候条件にも恵まれている都市近郊農村である。2020年10月1日時点で、人口は70,331人、高齢化率は28%である。国勢調査ベースでは緩やかな人口増はみられるものの、2005年には老年人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進展している。恵庭市の農業経営体数は2020年時点で184経営体であり、福祉事業所数は2023年時点でA型1所、B型16所、就労移行支援（以下、移行支援）1所である。2022年度時点では、4所の事業所と9戸の農業経営体が連携している。

恵庭市を対象地域とした第一の理由は、繰り返しになるが2015年度末に「恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク」（以下、ネットワーク）を立ち上げ（後述）、農福連携の推進に行政機関が関与している地域であるという点である。濱田（2017）は、農福連携において行政が中間支援組織に携わることが重要だと述べており、行政機関の対応が農福連携において重要な要素の一つであることが示唆される。第二の理由は、繰り返しになるが恵庭市のネットワークは、2015年度からと比較的早期に農福連携の推進に取り組んできた地域であるという点である。第三の理由は、2023年時点を取ると、恵庭市の農福連携が伸び悩んでいる点である。恵庭市資料によると、取組事業所数は6所より拡大せず、取組農業者数も10前後で伸び悩んでいる。伸び悩みの主因は、農業経営体に紹介可能な事業所の減少と、一部で発生している農福連携の解消にある。

## 2) ネットワークの概要

### (1) 設立のきっかけ

最初のきっかけは市長のマニフェストに農福連携の推進が掲載されたことで、2015年に障がい福祉課が農政課と農福連携に向けた協議を開始した。同年8月、市内事業所を対象にトマト・タマネギ収穫体験を試行した結果、好評だったことから、翌年度以降も継続が可能と判断した。そこで2016年3月に、障がい福祉課主導の下にネットワークが設立された。市のほか、道央農業協同組合の恵庭・北広島営農センター、道央農業振興公社、石狩農業改良普及センター、農業者・事業所が構成員である。

### (2) ネットワークの主要な取組

第一に、マッチング支援である。農福連携に関する相談については、事業所からの場合は障がい福祉課、農業者からの場合は農政課がそれぞれ対応し、両課が連携することで適した契約相手を紹介している。また、農福連携上の諸課題に対しても解決策を協議する役割を担っている。第二に、成功事例集の発行である。2019年度以降、市WEBサイトに「恵庭市農福連携成功事例集」を

掲載している。第三に、普及啓発・情報共有である。収穫体験会やシンポジウム、研修会等を開催し、優良事例の視察や関係者向けの情報交換会等も実施・開催している。第四に、農業版ジョブコーチの育成である(註1)。道央農業振興公社が、農林水産省の補助事業を活用して「道央地域農業ジョブコーチ」と呼ばれる人材の育成研修会を開催している。

### (3) ネットワークの課題

第一に、農業経営体に紹介可能な市内の事業所数が減少していることである。これに対しては作業種類の拡大に取り組み、2018年度の13種類から2022年度には33種類へと増加させている。第二に、農福連携解消の事例が発生していることである。これに対して有効な対応策はまだ確立されておらず、継続的な普及啓発を通じた環境整備に取り組んでいるのが実情である。

## 3. 調査対象事業所の概要と農福連携の取組実態

調査対象事業所の概要を第1表にまとめた。以下、事業所内の障害者については「利用者」としておく。

第1表 調査対象事業所の概要(2023年度)

事業所名	a	b	c1	c2	d
就労形態	B型	B型	B型	移行・B型	B型
職員数	4 + 1名	6名	8名	9名	6名
利用者数	12名	16名	33名	7名+23名	13名
障害の内訳	身体・精神・知的				
利用時間	9:00~16:00	9:00~16:00	9:00~15:00		10:00~15:00
平均工賃	16,000円	15,000円	25,000円(中央値)		11,000円
連携の仲介先	ネットワーク	ネットワーク	ネットワーク		知人
連携のきっかけ	工賃向上	活動拡大	市から打診		工賃向上
連携した農家数	2	1	2		2
期間(年度)	①2016~2023 ②2020~2023	2015~2023	①2015~2020 ②2022~2023		①2018~2019 ②2020~2022
主な受託作業	定植、種出し	ラベル挿し	植え付け、雑草取り		播種、苗植え、定植
作業時期	4~11月	4~5月	6~11月		6~11月
1回の作業参加者	1名+3~4名	2名+3~4名	2名+8~16名		1名+1~3名
送迎手段	車1台	車1台	車1~2台		車1台
実働時間	3時間	2.5時間	3~4.5時間		3時間
給与体系	出来高制	出来高制	時給制		時給制
就農人数	0名	0名	2名(移行)		0名

資料：実態調査より筆者作成

### 1) a事業所のケース（継続事例）

a事業所はB型事業所であり、2023年10月時点で職員は4名と嘱託の道央地域農業ジョブコーチが1名おり、利用者を12名受け入れている。平均工賃は月額16,000円である。受託作業は、刺子布巾作り、清掃等の12種類の作業を受託している。

農福連携の取組のきっかけは、月額平均工賃15,000円を目標としていた2015年に市役所から農福連携を提案され、そこで紹介された経営体の委託作業量と事業所側の受託量（派遣人員）がマッチしたため、2016年に農福連携を開始した。2016～23年現在まで農福連携を継続している。主な受託作業は、ピーマンの定植・帯切り、ペポカボチャの種出しであり、4～11月に受託している。1回の作業に当たり嘱託職員1名と利用者3～4名が参加しており、実働時間は3時間である。送迎は車1台で行っている。出来高制を採用しており、ピーマンの定植は27円/株、種出しは1,100円/kgである。なお、経営体に直接雇用された例はまだ生まれていない。2020年には、別の経営体との連携を開始し、2023年現在まで継続している。

農福連携の良かった点として、利用者にとって施設外就労は気分転換になり、精神面に良い点と述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、第一に、利用者に配慮している点である。受託作業を増やしすぎると、利用者の負担が増大し作業拒否に繋がる場合もあるため、利用者のキャパシティを超える仕事や危険な仕事は受託しないようにしている。第二に、経営体との継続的な情報共有をしている点である。年間計画と日々の作業量を事前把握することで、人員不足による作業未達成を回避できる。

一方、農福連携における課題は、人員の継続的な保持が困難な点である。利用者の平均年齢が40代となっているため、加齢に伴う作業効率の低下が顕著となっている。

### 2) b事業所のケース（継続事例）

b事業所はB型事業所であり、2023年10月時点で職員は6名おり、利用者を16名受け入れている。平均工賃は月額15,000円である。受託作業は、ボルトの袋入れ等100種類超の内職作業等を受託している。

農福連携の取組のきっかけは、利用者が取り組みやすい仕事を新たに提供できないかと考えていた際に市役所から農福連携を提案され、利用者にも可能な仕事を委託してくれる経営体を探し、2015年にマッチングした。2015～23年現在まで農福連携を継続している。受託作業は、枝豆・ピーマン等の苗のラベル挿しのみであり、4～5月に受託している。1回の作業に当たり職員2名と利用者3～4名が参加しており、実働時間は2.5時間である。送迎は車1台で行っている。施設所長が農家出身であったこともあり、農福連携には熱心に取り組む姿勢を有している。出来高制を採用しており、ラベル1枚3円を約10万枚受託している。なお、現時点で経営体に直接雇用された利用者は生まれていない。

農福連携の良かった点として、利用者が冬期の施設内作業にストレスを感じており、春先に施設外で作業できる農福連携はリフレッシュの機会となり、非常に楽しみにしていると述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、利用者に配慮している点である。作業環境が非常に高温であるため、利用者の体調面を考慮し無理をさせない、また、作業をしやすいように道具を持ち込み作業環境の快適性を高めるように工夫をしている。

一方、農福連携における課題は、第一に、受託できる作業に制限がある点である。農福連携以外にも内職作業等があるため、現時点では4～5月以外の時期に作業を請け負うことができない。また、利用者は長時間の作業を行うことも難しいことも挙げられる。第二に、作業着の準備や片道20分の移動時間がかかるため、作業に充てられる時間がその分減少する点である。

### 3) c事業所のケース（解消事例）

c事業所は、B型事業所のc1と移行支援・B型事業所のc2を運営している。2023年10月時点のc1事業所の職員は8名であり、利用者を33名受け入れている。c2事業所の職員は9名であり、利用者30名（うち移行支援7名）を受け入れている。月額工賃の中央値は25,000円である。主な受託作業は、タオルたたみ、恵庭市の食品工場でのライン作業等を受託している。農福連携はc1・c2事業所の合同で行っている。

農福連携の取組のきっかけは、2015年に市役所から農福連携を提案され、収穫体験に参加し、作業能率面での経営体側の期待に応えることが可能だったため農福連携を開始した。2015～20年に農福連携を行っていた。主な受託作業は、レタスやニンニク等の植え付け、雑草取り、収穫、ミツバの土落とし作業であり、6～11月に受託している。2015年は1回の作業に当たり職員2名と利用者8名が参加し、実働時間は3時間であった。送迎は車1台で行っている。基本的に時給制を採用しており、2015年は時給基準で300円であったが、作業効率向上に伴い2019年は460円に上げられている。その後、参加できる利用者が2、3名しか集まらなくなったため、2020年に農福連携を解消したが、2022年度末から別の経営体と農福連携を開始している。また、経営体に直接雇用された移行支援の利用者が2名生まれたが、結果的に2名とも継続することができなかった。

農福連携の良かった点として、体力面や体調面、精神面など利用者の成長が大きく見られたと述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、第一に、利用者に配慮している点である。利用者の障害特性や作業適性を考慮し、個々に合った作業を割り当てている。第二に、継続的な情報共有をしている点である。利用者の作業スピードと成果を相手側と共有し、適正に評価してもらうようにしている。

一方、農福連携における課題は、第一に、人員の継続的な保持が困難な点である。移行支援も行っているため毎年多くの就職者が現れるが、それに伴い事業所の作業能力は低下する。また、農作業が辛い等の理由により、利用者の突発的離脱も生じ、人員や稼働日の継続・確保が難しくなっている。第二に、事業所側の負担が大きい点である。利用者を送迎するために自動車が必要であり、維持費（ガソリン代など）は事業所が負担する。また、作業種類の拡大に伴い、利用者だけでなく指導する職員も作業内容の理解と習得が困難を増し、その面での負担も大きくなる。

#### 4) d事業所のケース（解消事例）

d事業所はB型事業所であり、2023年10月時点で職員は6名おり、利用者を13名受け入れている。平均工賃は月額11,000円である。受託作業

は、生協のおもちりサイクル、清掃等の作業を受託している。

農福連携の取組のきっかけは、2018年に工賃向上を目的として、知人が経営する経営体と農福連携を開始したことであり、2018～19年に農福連携を行っていた。主な受託作業は、レタスの段ボール組立、ジャガイモの選別、苗用トレーの仕分け作業であり、6～7月に受託している。

1回の作業に当たり職員1名と利用者1～3名が参加しており、実働時間は3時間である。送迎は車1台で行っている。時給制を採用しており、最低賃金で契約していた。経営体から委託される作業の難易度が上がったことにより、利用者が作業拒否をしたため2019年に農福連携を解消している。2020年に知人の紹介で別の経営体と農福連携を開始したが、経営体側の個人的事情により2022年に解消した。

農福連携の良かった点として、施設外作業は気分転換となり、農作業を楽しみにしている利用者もいると述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、利用者に配慮している点である。2つ目の経営体と連携していた際、市役所のアドバイスを得て、利用者のストレスを軽減するために仮設トイレを農地に設置している。一方、農福連携における課題は、第一に、委託作業の難易度の差がある点である。経営体の委託作業と障害者が処理できる仕事の難易度の乖離を解消することができず、農福連携の解消に至っている。第二に、職員の負担が大きい点である。利用者の送迎や利用者の体調不良等により欠員が生じた際、職員がそれをカバーする必要があった。

#### 5) 小括

実態調査を通じて明らかとなったことを第2表にまとめた。ここでの解消の定義は、農福連携開始から2年目以降に解消した取組主体とする。

いずれの事業所も農福連携により利用者の体調面や精神面に良い効果が表れたと回答しており、福祉サイドからの農福連携のニーズはあると思われる。また、B型事業所から経営体に直接雇用された利用者はおらず、事業所の職員も、利用者が雇用されることは難しいため、当面は農福連携を継続し、現状の工賃を維持・向上することが優先であると回答している。

第2表 調査対象事業所のまとめ

	分類	継続中		解消	
	事業所	a	b	c	d
事業所	補助金	×	×	×	×
	給与体系	出来高制	出来高制	時給制	時給制
職員	農業への理解	○	○	×	×
	利用者への配慮	○	○	○	○
	情報共有	○	×	○	×
利用者	雇用	0名	0名	0名(移行2名)	0名
	作業難易度	低～中	低	高	高

資料：実態調査より筆者作成

農福連携を継続しているa・b事業所と解消したc・d事業所を比較すると、2点の相違点が確認できる。第一に、給与体系の違いである。前者は出来高制を採用しているのに対し、後者は時給制を採用していた。第二に、事業所職員の農業への理解度の違いである。前者は農業ジョブコーチや農家出身者など、農業に理解のある職員がいる一方、後者にはそうした人材が不在であった。第三に、作業の難易度にも差がみられたことを付け加えておきたい。

#### 4. 調査対象経営体の概要と農福連携の取組実態

農福連携に取り組んでいる調査対象経営体の概要を第3表にまとめた。

#### 1) A経営体のケース（継続事例）

A経営体は、夫婦2名の家族経営であり、常時雇用者はいない。作付けは、水稲694a、ピーマン400坪、カボチャ200坪である。主な販路は、米は農協や恵庭市内の直売所、ピーマンは全量農協、カボチャは直売所である。

農福連携の取組のきっかけとして、労働力不足に悩まされていたが、通年雇用は困難と考えていた際に、石狩農業改良普及センターから農福連携を提案され、2016年にa事業所とマッチングしたのが始まりである。

農福連携の良かった点として、委託できる作業は限られてしまうが、作業は丁寧で確実であるため労働力として助かっている点と述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、第一

第3表 調査対象経営体の概要（2023年度）

農業経営体	A	B	C	D
形態	農家個人経営	有限会社	有限会社	有限会社
従事者数 (パート, 実習生)	2名	5名(14名)	15名(57名)	10名
経営面積	7.1ha	12ha	90ha	ハウス40棟
主な栽培品目	水稲, ピーマン, カボチャ	花苗, 野菜苗	約50品目の特別栽培野菜	花苗, 野菜苗
連携の仲介先	ネットワーク	ネットワーク	ネットワーク	知人
連携した事業所数	1	1	4	2
期間(年度)	2016～2023	2015～2023	①②2015～2020 ③2020～2022 ④2021～2023	①2013～2015 ②2018～2019
主な委託作業	ピーマンの定植・ 蒂切り	ラベル挿し	植え付け, 雑草取り	段ボール組立, ジャガイモの選別
委託時期	4～11月	4～5月	6～11月	6～7月
給与体系	出来高制	出来高制	時給制	時給制

資料：実態調査より筆者作成

に、事業所と継続的な情報共有をしている点である。事業所との年間業務委託契約を結ぶことで、通年での作業確保と事業所のスケジュール把握が可能となり、作業調整が容易になる。第二に、利用者に配慮している点である。実際に作業をするのは利用者自身であることから、危険作業や負荷の高い作業は事業所の職員と相談して回避するなど、無理のない範囲で継続できる作業環境を整えている。

一方、農福連携における課題は、収益などに直結する作業や作業手順に判断が必要な作業を委託できない点である。実際に、ピーマンの誘引作業を委託することができないか試みたところ、作業中に枝を折ってしまう事に対する利用者の精神的負担が大きく、委託することを断念したという。

## 2) B経営体のケース (継続事例)

B経営体は法人経営であり、役員は3名、正社員は2名である。この他に通年雇用12名、外国人技能実習生2名がいる。経営面積は12haであり、ハウス7haでは花苗・野菜苗の生産、畑ではトマトやピーマン、カボチャ等を栽培している。主な販路は、ホームセンター、直売所、農協である。

農福連携の取組のきっかけは、市街地から離れた立地や他産業との人材獲得競争などを背景に、労働力の確保が困難な状況であった。特に繁忙期である5月の仕事を分散できないか考えていた際に、市役所から農福連携を提案され、b事業所と2015年にマッチングした。

農福連携の良かった点として、恵庭市は新たな労働力の確保が困難な状況のため、単純に人手が増えるだけで非常に助かっていると述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、利用者に配慮している点である。利用者の作業意欲は変動するため、無理のないペースで作業を行えるように配慮している。また、複数のトイレを用意するなど、ストレスの軽減にも取り組んでいる。さらに事故防止の観点から、作業場所に重機等の危険物を置かず、作業しやすい環境整備に努めている。

一方、農福連携における課題は、ラベル挿ししか委託できていない点である。苗の植え付け作業は均質に短期間で出荷作業をしなければならず、収穫や袋詰め作業は傷がつく可能性があり、収益

に直結する作業であるため委託することができていない。

## 3) C経営体のケース (解消事例)

C経営体は法人経営であり、役員は1名、正社員は8名である。この他に通年雇用6名、パート20名、外国人労働者37名がいる。経営面積は約90haであり、50品目を超える特別栽培の野菜を生産している。主な販路は生協等である。

農福連携の取組のきっかけは、労働力の確保が困難な状況下で、2015年に市役所が行う農福連携の農業実習の試行に協力し、収穫体験に参加したc事業所とマッチングした。c事業所とは2015～2020年、隣接する千歳市の事業所(A型)と2020～22年に農福連携を行っていたが、いずれも事業所側の都合により解消している。これとは別に、札幌市の事業所(B型)と2021年から農福連携を行っている。千歳市と札幌市の事業所はネットワークからの紹介である。千歳市の事業所は最低賃金で契約し、札幌市の事業所とは最低賃金の8割の基準で契約している。

農福連携の良かった点として、労働力が絶対的に不足している中、人手不足が解消された点と述べていた。農福連携の継続のために意識していることは、利用者に配慮している点である。最初はできない作業も繰り返し行うことで障害者もできるようになると理解しているため、作業の失敗自体は気かけない方針である。

一方、農福連携における課題は、収穫作業等の難しい仕事を委託することができず、単純作業に限られてしまう点である。

## 4) D経営体のケース (解消事例)

D経営体は、通年で10名を雇用しており、繁忙期(2～5月)にはパートの募集を行っている。ハウス40棟を保有して花苗や野菜苗の生産を行っており、施設園芸を主とする経営である。主な販路(出荷先)は、ホームセンターや農協である。

農福連携の取組のきっかけは、2013年に北広島市の事業所(B型)の職員から農福連携の提案があり、労働力が必要だったため受け入れた経緯がある。2013～15年に農福連携を行っていたが、事業所側の都合により解消している。その後、2018年にd事業所の職員から農福連携の提案があり、職員と知人であったこともあり受け入れることと

した。時給制を採用し、最低賃金で契約している。

農福連携の良かった点として、人手不足が解消された点と述べていた。一方、農福連携における課題は、委託できる作業難易度の制限がある点である。コンベアを用いたジャガイモの選別作業の委託を試みたが、利用者の作業習得が十分にできず断念している。そのためより簡易な作業も検討したがやはり難しく、委託作業を見出せない状況のまま農福連携を解消している。

5) 小括

実態調査を通じて明らかとなったことを第4表にまとめた。いずれの経営体も、単純作業しか委託できないため、委託内容には制限があるものの、利用者への指導等は事業所職員に任せることができ、その分の時間を他の作業に充てることができるため、非常に助かっていると述べている。農業サイドからの農福連携のニーズはあると思われる。

農福連携を継続しているA・B経営体と解消したC・D経営体を比較すると、3点の相違点が確認できる。第一に、給与体系の違いである、前者は出来高制を採用しているのに対し、後者は時給制を採用している。第二に、委託作業難易度の違いである。難易度は受託事業者である福祉施設の評価を基に設定している。前者では利用者の障害の程度や能力に合わせた難易度の作業を委託している。一方、後者は多数の作業種類やコンベアを用いた作業など、対応可能な利用者が限定されるような作業を委託している。第三に、利用者への配慮である。前者は危険作業や負荷の高い作業は回避するなど、利用者が無理のない範囲で継続で

きる作業環境を整えている。一方、後者は特に対策を講じていなかった。

5. おわりに

本稿の課題は、恵庭市を事例として農福連携に取り組む関係機関・事業所・農業経営体という3つの主体への実態調査を踏まえた上で、B型事業所－農業経営体間の農福連携を継続していくために必要な要素を明らかにし、継続性を高めるために地域の関係機関に求められる対応を明らかにすることであった。

1) B型事業所－農業経営体間における農福連携の継続要因

調査研究を通じて、福祉サイド・農業サイド双方が農福連携についてメリットを感じており、農福連携を評価している実態が明らかとなった。そのため、双方がメリットを享受できる限りは農福連携を継続すると考えられる。

農福連携を継続しているケース（Iグループ：A・B経営体及びa・b事業所）と、解消したケース（IIグループ：C・D経営体及びc・d事業所）を比較し、継続要因として2点指摘しておきたい。

第一に、利用者への配慮である。実際に作業をするのは利用者自身であることから、その特性や能力に合わせた配慮を農業サイドも意識することは必要不可欠である。利用者への配慮のために必要なことを具体的に述べると3点である。①出来高制の採用：Iグループは出来高制を採用しており、IIグループは時給制を採用している。時給制は、時給に見合う働きが求められるため利用者の精神的負担を増大させかねない。逆に、出来高制

第4表 調査対象経営体のまとめ

分類	継続中		解消	
	A	B	C	D
農業経営体				
給与体系	出来高制	出来高制	時給制	時給制
委託作業難易度	低～中	低	高	高
障がい特性への理解	○	○	○	○
利用者への配慮	○	○	×	×
作業環境の整備	○	○	×	×
情報共有	○	×	○	×

資料：実態調査より筆者作成

は利用者の当日の作業意欲に応じた働き方を選択できるため、精神的負担が緩和される利点がある。作業効率が上下しやすい障害特性に対応できるシステムといえ、鎌（2021）も指摘しているように、利用者への配慮という点では出来高制の方が適していると言える。②適切な難易度の作業委託：Ⅰグループの経営体が委託している作業とⅡグループが委託した作業の難易度には差があり、後者では対応可能な利用者を選別する傾向が強くなる。そのため、利用者が継続可能な難易度の作業か否かを経営体－事業所間で判断し、適切な難易度の作業を委託することが求められる。③作業環境の整備：Ⅰグループの経営体は、危険作業の回避、作業環境の工夫により負荷を軽減するなど、無理のない範囲で継続できる作業環境を整えており、利用者の体力面や精神面に配慮している。一方、Ⅱグループの経営体は、特段の対策を講じておらず、農作業が辛い等の理由により、利用者の突発的離脱や作業拒否に繋がってしまう。そのため、利用者の負担軽減につながる作業環境の整備が求められる。

第二に、農業に理解のある事業所職員の確保である。Ⅰグループの事業所には、農業ジョブコーチや農家出身の職員がおり、農業への理解がある。一方、Ⅱグループの事業所内にはそうした人材が不在であった。農福連携における作業手順は、農家から職員、職員から利用者へと段階的に伝達される。その際、農業に理解のある職員であれば、作業手順の伝達が明確になり作業効率も向上する。いずれにしても、農福連携を継続するためには福祉施設の職員が果たす役割が大きく、農業ジョブコーチのような人材育成と育成のための支援の継続も必要である。

## 2) 関係機関に求められる対応

最後に、関係機関に求められる対応を2点指摘しておきたい。

第一に、2021年度に廃止された施設外就労加算をカバーするような金銭的支援が必要である。農福連携は福祉事業所に追加的なコストを発生させるため（利用者を送迎するための車両費等）、これらの経費を補う金銭的支援が必要だと考えられる。

第二に、農福連携に取り組む事業所数を増やす

ために、地域エリアを拡大することも検討の余地がある。恵庭市の事例でも隣接・近隣自治体に所在する事業所とマッチングしているケースがあり、周辺地域と連携した広域的な取り組みの可能性を追求することも必要であると考えられる。

（註1）ジョブコーチの農業版であり、障害者に農業等の手順を具体的にアドバイスする専門人材である。道央地域農業ジョブコーチは、農林水産省が認定している農業版ジョブコーチ（農福連携技術支援者）とは異なる。

## 引用文献

- 福岡隆康（2019）「農業分野における障がい者の就労継続：岡山県内の就労継続支援A型事業所を対象とした質的調査」『高知県立大学紀要社会福祉学部編』69, 45-60
- 合田盛人（2021）「上田市における農福連携の現状と課題：就労継続支援B型事業所への調査から」『長野大学紀要』42(3)：59-70.
- 濱田健司（2017）「農福連携が地域を元気にする：地方自治体の役割」『国際文化研修』24(4)：18-23.
- 姫宮雅美・神門卓巳・宮廻克己（2013）「鳥根県内の農業分野における障がい者就労の実態と今後の課題」『農業および園芸』88(1)：188-201.
- 鎌伸吾（2021）「新たな可能性を広げる農と福のWIN-WINな出会い」農政ジャーナリストの会『農業と福祉（日本農業の動き209）』：126-157.
- 片倉和人・山下仁・工藤清光（2007）「農業経営における障害者雇用のマネジメント」『農林業問題研究』43(1)：78-83.
- 厚生労働省（2022）「特例子会社一覧」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001027592.pdf>  
 （2023年12月13日参照）
- 日本農福連携協会（2021）『農福連携に取り組む事業所に関するデータベース化事業報告書』  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-235.pdf>（2023年12月13日参照）
- 農林水産省（2021）「農福連携の取組に関する意識・意向調査結果」  
<https://www.maff.go.jp/j/finding/mind/attach/pdf/index-72.pdf>（2023年12月13日参照）
- 農林水産省（2022）「農福連携の取組主体数について」  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/suisin\\_kaigi-3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/suisin_kaigi-3.pdf)（2023年12月20日参照）

総務省北海道管区行政評価局 (2022) 「農福連携の推進に関する実態調査」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000794936.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000794936.pdf) (2023年12月13日参照)

鈴木厚志 (2023) 『ユニバーサル農業：京丸園の農業／福祉／経営』 創森社。  
吉田行郷 (2023) 「広がりつつある農福連携の可能性」 『ガバナンス』 266：26-28。

## 要約

近年、農業での労働力不足が深刻化している中で、農福連携が注目されている。しかし、全国の農福連携からの撤退率は高く、継続性に課題を抱えている。また、農福連携は地域の関係機関による支援体制づくりが重要であると指摘されており、継続性を高めるためには関係機関による支援が求められる。そこで本論文では、北海道恵庭市における就労継続支援B型事業所と農業経営体間による農福連携の実態調査をもとに、農福連携を継続していくために必要な要素を明らかにし、関係機関に求められる対応を考察した。農福連携を継続するためには、利用者への配慮、農業に理解のある事業所職員の確保が必要である。利用者への配慮に必要な要素が3点指摘され、出来高制の採用、適切な難易度の作業委託、作業環境の整備が必要である。関係機関に求められる対応は、施設外就労加算をカバーするような金銭的支援を行うこと、農福連携に取り組む事業所数を増やすために、地域エリアを拡大することも検討の余地がある。

キーワード：農福連携，施設外就労，就労継続支援B型事業所